

2023 年 11 月 6 日

ノーベルファーマ株式会社

各位

## 「ノベルジン」後発医薬品の差止を求める仮処分命令の申立てについて

ノーベルファーマ株式会社（本社：東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号、代表取締役：塩村仁）は、ウィルソン病治療剤（銅吸収阻害剤）・低亜鉛血症治療剤「ノベルジン<sup>®</sup>錠 25mg、同 50mg」（以下、ノベルジン）の後発医薬品について 2023 年 8 月 4 日より販売を開始した沢井製薬株式会社に対し、ノーベルファーマが保有する特許（特許第 6716464 号、特許第 6768984 号）（以下、当社特許）の侵害を理由とする製造販売の差止等を求め、2023 年 10 月 30 日に東京地方裁判所に仮処分命令の申立てを行いましたのでお知らせいたします。沢井製薬によるノベルジンの後発医薬品に対しては、2023 年 4 月 17 日に、東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起していました。

ノーベルファーマは、「必要なのに顧みられない医薬品・医療機器の提供を通して、社会に貢献する」ことを創業以来の使命としております。当社技術や製品を保護する知的財産は、この使命実現のための極めて重要な資産であり、これを侵害する行為に対しては、法的措置を含め厳正に対処してまいります。

以上

## 【本件に関する問合せ先】

ノーベルファーマ株式会社

社長室 広報部長 工藤 登

〒104-0033 東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号

Tel: 03-6670-3800